

ニッポングループ人権方針

<前文>

ニッポングループは、経営理念に基づき、企業活動全体において、すべての人が生まれながらに持つ生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない人間の尊厳に基づく人権を尊重する責務を果たしていきます。

本方針はニッポングループにおける人権に関する最上位の方針として位置付けます。

<本文>

1. 基本的な考え方

ニッポングループは、「国際人権章典」（世界人権宣言および国際人権規約）および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の国際的な人権規範を支持し、尊重します。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿って、人権尊重に取り組みます。

ニッポングループは、事業活動を行うそれぞれの国や地域の法令を遵守します。国際的な人権規範と各国・地域の法令が異なる場合は、より高い基準に従い、相反する場合には、国際的に認められた人権を最大限尊重するための方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は、ニッポングループすべての役員および従業員等に適用します。また、サプライチェーンにおける、すべてのニッポングループのお取引先さまに対し、本方針を支持し、人権の尊重に努めて頂くよう働きかけ、協働して人権尊重を推進します。

3. 人権デュー・ディリジェンス

ニッポングループは、人権尊重の責任を果たすために、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、ニッポングループの事業活動と関連する人権に対する負の影響を特定し、予防、軽減する継続的な取り組みを進めていきます。

4. 救済

ニッポングループが人権への負の影響を引き起こした、あるいは助長した場合は、その是正・救済に取り組みます。またニッポングループの事業活動、製品またはサービスが取引関係によって人権への負の影響に直接関係している場合は、お取引先のみなさまに対して、人権への負の影響を防止・軽減するよう働きかけます。

5. 教育

ニッポングループは、本方針に則った事業活動が行われるよう、すべての役員および従業員等に対して、適切な教育・研修を継続的に行います。

6. 対話

ニッポングループは、人権尊重のための取り組みを推進するにあたり、ステークホルダーとの対話・協議を行います。

7. 情報開示

ニッポングループは、本方針に基づく人権尊重に向けた取り組みについてウェブサイト等で適時、適切に開示します。

8. 体制

本方針実行のための体制を整備します。また取締役会は本方針の実施・遵守状況を監督します。

9. 人権課題

ニッポングループが取り組む人権課題に関する取り組み方針を附属書で示します。附属書で示した人権課題はニッポングループの事業活動や法令等を含む社会の変化に基づき、適宜見直しを行います。

2025 年 5 月 23 日制定

株式会社ニッポン

代表取締役社長 社長執行役員

前鶴 俊哉

ニッポングループ人権方針附属書

本附属書は、ニッポングループの人権課題に関する取り組み方針を示しています。
附属書で示した人権課題はニッポングループの事業や法令等を含む社会の変化に基づき、適宜見直しを行います。

(1) 強制労働、児童労働

事業活動を行うすべての国、地域において、あらゆる形態の人身取引、強制労働、奴隷労働、および児童労働を一切認めません。

(2) 差別

基本的人権を尊重し、人種、皮膚の色、宗教、政治的見解、性別、性自認、性的指向、年齢、国民的出身、社会的出身、障がいの有無等を理由としたあらゆる差別を禁止します。また、あらゆる形態のハラスメントを一切認めません。

(3) 結社の自由・団体交渉権

事業活動を行うすべての国、地域の労働に関する法令や慣行を遵守するとともに、労働者の団結権、団体交渉権等の労働基本権を尊重し、従業員一人ひとりと健全な労使関係を構築します。

(4) 労働安全衛生

事業活動を行うすべての国、地域の労働に関する法令に基づき、労働災害を予防し、安全かつ衛生的に働くことができる職場環境の整備、維持改善に努めます。

(5) 適切な賃金・適正な労働時間

事業活動を行うすべての国、地域の労働に関する法令に基づき、最低賃金以上の適切な賃金支払い、適正な労働時間の管理を行います。

(6) 多様性の尊重と働きやすい職場環境の実現

DE&Iに富んだ職場づくりに努め、多様な価値観や個性を認め合い、従業員一人ひとりが最大限にその能力を発揮し、自己成長と自己実現を実感できる働きやすい職場環境を目指します。

(7) 責任あるマーケティングコミュニケーション

誇示・誇張など、事実と異なる表示や、差別的な表現、子どもに悪影響のあるマーケティングコミュニケーションは禁止します。

(8) 消費者安全

品質管理、製品の安全性、わかりやすい表示の作成に努め、消費者の安全・安心と健康を守ります。

(9) 個人情報の保護

事業活動を行うすべての国、地域の労働に関する法令に基づき、情報の保護に関する法律および関係する法令を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努めます。

(10) 多様なステークホルダーとの共生

サプライチェーン全体にかかわるすべてのステークホルダーの人権を尊重します。また、事業活動を行う地域社会との共生を図り、事業活動を行う地域住民の健康、土地の権利、水へのアクセスなどに対する負の影響を防止又は軽減するための必要な対応に取り組めます。

2025 年 5 月 23 日制定